

「特定被保険者制度」

介護保険料は、原則、介護保険第2号被保険者(40歳以上64歳以下)である被保険者 および被扶養者の保険料を、介護保険第2号被保険者たる被保険者から、一般保険料と合算して徴収するが(健康保険法第156条)、保険者が組合規約に定めることにより、特定被保険者(被保険者本人は介護保険第2号被保険者に該当するが適用除外となる、または該当しないが、被扶養者が第2号被保険者に該当する被保険者)からも介護保険料を徴収できる制度。(健康保険法附則第7条)

当該被保険者のことを「特定被保険者」といいます。